



香川県原油価格・物価高騰に伴う

貨物自動車運送業支援金の概要



申請受付期間：令和5年8月21日（月）から令和5年10月20日（金）まで
※ 消印有効です。詳しい申請方法は裏面をご確認ください。

1 目的

香川県では、燃油価格高騰により、物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安定した貨物輸送の維持を図るため、支援金を支給します。

2 支援対象事業者

次のいずれにも該当する事業者の方が対象です。

- (1) 令和5年7月1日時点で、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に定める一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営み、県内に本社又は営業所を有する者とする。
- (2) 支給申請時に（1）に該当する事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思があること。

※ 県が昨年度実施した「香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金」の支給を受けた方も申請できます。

3 対象車両及び支給額

支援区分	1台あたり 支給額	自動車検査証の記載事項				
		自動車の 種別	用途 ^(注)	自家用・ 事業用の別	使用の本拠の 位置	使用者の 氏名又は名称
普通貨物自動車 (例) 1ナンバー（100等） 普通車の800ナンバー等	30,000円	普通	「貨物」 又は 「特種」	事業用	香川県内の 住所であること	申請者と同一の 個人または法人
小型貨物自動車 (例) 4ナンバー（400等） 小型車の8ナンバー等	20,000円	小型				
軽貨物自動車 (例) 4ナンバー（480等） 軽自動車の8ナンバー等	10,000円	軽自動車				

^(注) 軽自動車については、自動車の用途が「乗用」である場合でも、備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供するものとする」の記載がある場合は対象とします。

※ 県内ナンバー（香川又は高松）で、事業用で登録している車両（緑ナンバー又は黒ナンバー）に限ります。

※ 被けん引車及び原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外です。

※ 支給額は、令和5年7月1日現在で支援対象者が事業用に登録し、使用する車両の数に応じて算定します。

4 申請手続き

○提出書類（作成に当たっては、チェックリスト及び記入例をご活用ください）

- (1) 香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援事業車両内訳書（様式第1号 別紙1）
〔営業所が複数ある場合は「複数営業所用 車両台数集計表」（様式第1号 別紙2）も必要です。〕
- (3) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、貨物軽自動車運送事業に係る届出書の控え等の写し
※紛失している場合は、<別紙>「貨物自動車運送事業に係る「許可書」又は「届出書等の写し」の紛失について」に必要事項を記載し、ご提出ください。
- (4) 支援対象となる全車両の自動車検査証の写し（令和5年7月1日現在で有効期限内のもの）
※電子車検証の場合は、自動車検査証の写しに加え、「自動車検査証記録事項」の写しも提出してください。 ←A4用紙に複写してください。
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 支援金の振込口座の通帳等の写し ←A4用紙に複写してください
- (7) その他知事が必要と認める書類

※ 様式及び要綱は、香川県又は一般社団法人香川県トラック協会のホームページからダウンロードできます。

○提出方法

- ・ 申請書類は、申請先（問合せ先）宛てに**郵送**により、提出してください。

《注意事項》

- ・ 自動車検査証や通帳の写しなども含め、申請書類は全てA4用紙で作成してください
- ・ 簡易書留、レターパックプラスなどの送達を確認できる方法で送付してください。
- ・ 県内に営業所が複数ある場合、営業所ごとの申請はできません。法人単位又は個人事業主単位で申請してください。
- ・ 同一の法人又は個人事業主が今回の本支援金を申請できるのは、1回限りとします。
- ・ 提出いただいた申請書類は返却いたしません。
- ・ 差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・ 送料は申請者の方がご負担ください。

《申請先（問合せ先）》

〒760-0066
香川県高松市福岡町3丁目2番3号（香川県トラック総合会館3F）
香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金事務局
TEL:087-802-1461、FAX:087-813-3067、業務時間:9:30～12:00、13:00～16:00（土・日・祝日を除く。）

5 支給決定

提出された申請書類の内容を審査の上、支援金の支給又は不支給を決定し、申請者に通知します。

6 支援金の支給

支援金は、支給決定後、口座振替の方法により支給します。